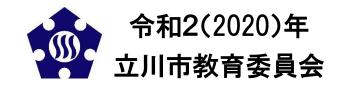
立川市 第3次特別支援教育実施計画

~「つながり」を大切にした特別支援教育の推進~



目 次

	目为	文····································
第1章		†画の策定にあたって
	1	計画策定の趣旨
	2	計画の位置付け3
	3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	4	計画の所管範囲
	5	国及び東京都の動向
第2章	<u> </u>	江川市第2次特別支援教育実施計画の成果と課題
	1	基本施策1 早期連携・早期支援の充実・・・・・・・・・ 9
	2	基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実 10
	3	基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援 11
	4	基本施策4 関係機関との連携12
	5	基本施策 5 特別支援教育の理解啓発・・・・・・・・・ 13
第3章	<u>₹</u> <u>₹</u>	ン川市における特別支援教育の現状及び課題
	1	市全体の状況・・・・・・・・・14
	2	学校における取組等の状況19
	3	特別支援教育を推進する上で追記すべき課題 ・・・・・・・・・・・・・ 23

	立川市第3次料	寺別支援教育実施計画の施策
1	計画の骨子	24
2	計画における	る基本施策と具体的な取組26
	基本施策1	早期連携・早期支援の充実 26
	基本施策2	学校における指導体制・指導内容等の充実 29
	基本施策3	学校における特別支援教育の取組への支援 31
	基本施策4	関係機関との連携35
	基本施策5	特別支援教育の理解啓発・・・・・・・・・・37
資料		
1	用語解説 …	40
1 2		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 学校・中学校等配置図・・・・・・・・・・・・・・・・46
·	立川市立小学	
2	立川市立小学	学校・中学校等配置図46
2	立川市立小学 立川市特別 3 2	学校・中学校等配置図・・・・・・・・・・・46 支援学級等設置状況一覧・・・・・・・・・・・47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、市教育委員会が実施してきた特別支援教育に関わる事業と小・中学校の状況、国や東京都の動向等を踏まえ、平成26 (2014) 年に「特別支援教育実施計画」を、平成29 (2017) 年に「第2次特別支援教育実施計画」を策定し、これらに基づいて特別支援教育の推進に取り組んできました。

また、平成27(2015)年には、同年を初年度とする「立川市第4次長期総合計画(前期基本計画)」の策定に伴い、子どもと子育てに関する総合計画である「第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や、学校教育に関する「第2次学校教育振興基本計画」、障害者施策に関する「第5次障害者計画」などを策定し、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

この間、国では、国連の「障害者の権利に関する条約」批准に向けた国内法整備の一環として、平成25 (2013) 年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定するとともに、平成28 (2016) 年4月の施行に合わせ、さまざまな周知活動や制度の制定が行われてきました。

東京都においても、障害のある児童・生徒数は今後も増加していくとの推計に基づき、相応の期間をかけた適切な対応が必要であるとの見込みから、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」(平成29(2017)年2月東京都教育委員会)の計画期間が、令和8(2026)年度までの10年間になりました。また、平成28(2016)年2月には、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるため、「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、多様な教育体制の整備や指導内容・方法の充実、推進体制の充実に取り組んでいます。

さらに本市では、平成30(2018)年に「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行され、障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、理解して共に暮らす共生社会の実現に向け、行政と市民、民間が協力して取組を進めています。

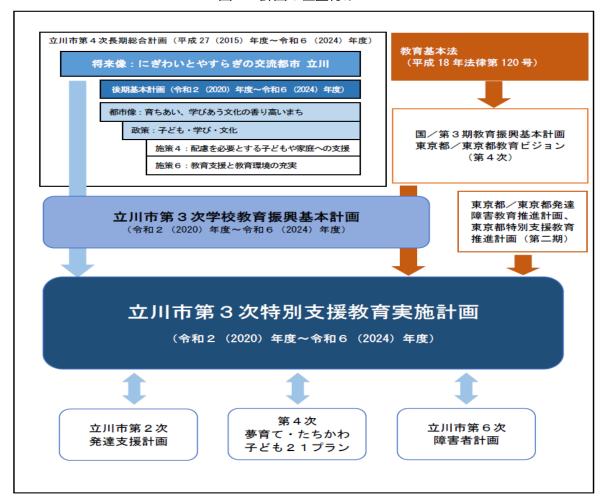
本計画では、これらの背景や前計画の基本理念、基本指針を継承しつつ、本市の特長である、途切れ・すき間のない相談・支援体制の強化を目指し、取組の方向や目標を定めました。

2 計画の位置付け

本計画は、令和2(2020)年度を初年度とする「立川市第4次長期総合計画(後期基本計画)」の個別計画である「第3次学校教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。また、関連する「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や「第6次障害者計画」との整合・調和を図るとともに、東京都の「特別支援教育推進計画(第二期)」や「発達障害教育推進計画」にも留意して策定しました。

さらに、本計画と密接に関連する「第2次発達支援計画」とは、それぞれの策定検討の進捗過程について情報共有を図りながら作業を進めました。

図1 計画の位置付け

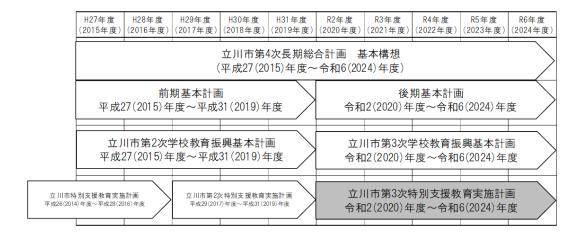


3 計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。これにより、上位計画である「第4次長期総合計画(後期基本計画)」や、「第3次学校教育振興基本計画」などの関連する個別計画のほか、「第2次発達支援計画」とも計画期間を揃えます。

なお、国や東京都において特別支援教育に関わる法改正や事業等の見直し等があった場合は、 必要な計画の見直しを行います。

図2 計画期間



4 計画の所管範囲

就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組については、本計画で設定した目標に沿って活動していきます。一方、主に、就学前(乳幼児期)の児童を対象とする発達支援・相談については、「第2次発達支援計画」に沿った取組を進めます。

第3次特別支援教育 第2次発達支援計画 実施計画 保育園 特別支援学級 専門性向上の 子育てひろば 就学相談 取組 通常の学級 幼稚園 介助員事業 交流及び 乳幼児健診 教育相談 共同学習 児童発達支援 通級指導学級 特別支援教育 発達相談 学童保育所 理解啓発 小児科 特別支援教室 放課後等 デイサービス 専門医療機関 卒業後の連携 児童館 特別支援学校 3歳 6歳 12歳 15歳

図3 第3次特別支援教育実施計画と第2次発達支援計画の所管範囲

5 国及び東京都の動向

(1) 国の動向

① 発達障害者支援法

平成 17 (2005) 年4月に施行されたこの法律は、発達障害の早期発見、学校教育や地域生活での支援を国や地方公共団体の責務と規定し、その支援策を示しました。知的障害や身体障害を伴わない注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群なども「障害」であると定義されました。

平成 28 (2016) 年 5 月、就労と教育支援を強化するため、約 10 年ぶりに法改正され、 周囲の理解不足などの「社会的障壁」を取り除く必要があること、個々の特性に応じて 学校で個別計画を作成すること、子どもから高齢者まで切れ目のない支援を目指すこと などが盛り込まれました。

② 障害者基本法

平成 16 (2004) 年の一部改正では、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない、と規定されました。

そして、平成 23 (2011) 年8月に施行された第 16条(教育)の規定では、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が示されています。

③ 障害者の権利に関する条約

この条約は平成 18 (2006) 年 12 月の国連総会において採択され、日本は翌 19 (2007) 年 9 月に署名しています。その後は批准に向けて、障害者制度の改革推進に向けた取組を進め、平成 25 (2013) 年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定につながりました。同年 12 月には、条約を批准することを国会が承認し、平成 26 (2014) 年 2 月から我が国において効力を生じました。

④ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成 24 (2012) 年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会から出されたのがこの報告です。共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等についてまとめられています。

⑤ 学校教育法の改正

平成 19 (2007) 年 4 月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成 25 (2013) 年 9 月に

第1章 計画の策定にあたって

は学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先を決定するしくみの改正や、障害の状態等の変化を踏まえた転学に対応できる体制の整備等が求められるようになりました。

平成 27 (2015) 年の改正では、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定と施行

平成 28 (2016) 年4月に施行されたこの法律は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などを求めており、これらの具体例を盛り込んだ「対応要領」や「対応指針」の作成を通して、役所や事業者が障害者差別の解消に向けた自主的な取組を進めることが期待されています。

学校教育分野については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が平成27(2015)年11月に出されており、教育分野における合理的配慮の具体例や、相談体制の整備に関する留意点などが明示されています。

<内閣府発行リーフレットより抜粋>

●対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

●対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、 不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、 国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	定める機関	対 象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

⑦ 教育再生実行会議 (第十一次提言)

令和元(2019)年5月に出された第十一次提言では、特別な支援が必要な児童・生徒のための支援の充実に向けて、発達障害に関する指導スキルの体系化や高等学校での通

第1章 計画の策定にあたって

級指導の充実、ICT等を活用した様々な学びの機会の提供など、「共生社会に向けた『学び』の質の向上プラン」をさらに前進させることが重要であると示されました。

「教育再生」は日本再生の柱であり、政府が目指す「一億総活躍社会」実現の基盤であることから、幅広い国民の理解と参画を得ていくことも盛り込まれています。

(2) 東京都の動向

① 東京都特別支援教育推進計画(第二期)

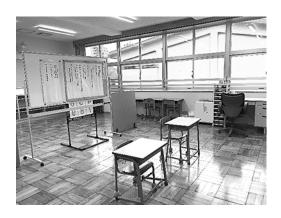
平成 16 (2004) 年 11 月、東京都教育委員会では、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、これまで第一次(平成 16 (2004) 年度)、第二次(平成 19 (2007) 年度)及び第三次(平成 22 (2010) 年度)の各実施計画に基づいて、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

平成 29 (2017) 年度から令和8 (2026) 年度までを見通した第二期計画では、第三次 実施計画で導入された小・中学校における特別支援教室の充実に向け、区市町村教育委 員会の役割として指導体制の確立や指導内容・方法の充実が挙げられています。また、 東京都と区市町村の教育委員会がより一層連携し、就学相談等の機能強化や教育環境の 整備等による特別支援教育の充実に向け取組を行うことが示されました。

② 東京都発達障害教育推進計画

平成28(2016)年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるために推進計画を作成し、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っています。

令和3 (2021) 年度までに全小・中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障害教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。



写真は五小キラリ(第五小学校) 平成 29(2017)年度に行った校舎の大規模改修と同時に整備

第2章 立川市第2次特別支援教育実施計画の成果と課題

第2次特別支援教育実施計画は、平成29(2017)年度を初年度とする3年間の計画で、本市における特別支援教育の目標達成に向け、3つの基本指針に基づく5の基本施策のもと、16の取組項目を掲げ、年次的・体系的に取り組んできました。

39にわたる具体的な取組はおおむね順調に進捗していますが、一部には課題も出ています。これらの成果や課題について、5つの基本施策ごとに整理しました。

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

<主な取組>

○年長児を対象とする発達支援グループに参加している保護者に就学相談を紹介したり、子ども家庭支援センターと教育支援課が共催で就学相談説明会を開催したりするなど、必要に応じて、発達相談から就学相談、教育相談へつなげることに取り組みました。

* 就学相談利用者のうち、発達相談を利用していた児童数の推移

		H28 年度	H29 年度	H30 年度
就学相談利用者		90	90	86
	うち発達相談の利用者	74	80	72
	全体に占める割合	82.2%	88.9%	83.7%

- ○教育支援課が主催する教育相談講演会に、公私立の幼稚園・保育園の教職員にも参加を呼び かけました。
- ○就学相談資料の作成に関わる公私立の幼稚園・保育園の教職員を対象に、資料の書き方研修 を引き続き開催しました。
- ○就学相談を経て就学した児童・生徒のうち、就学支援等検討委員会での意見や、保護者及び 就学先の学校の希望を踏まえ、学校生活への適応を円滑に進めるため、必要に応じて学校・ 保護者・就学相談員等による継続相談を実施しました。
- ○子どものライフステージを通じて、途切れのない相談・支援を実現するため、「立川市サポートファイル『たちサポ』」を導入しました。ファイル導入にあたっては、発達支援計画と整合を図りながら、子育て・健康・教育・障害福祉等の関係部署からなる庁内組織において検討し、アンケートやモニター会議で利用者の意見を取り入れ、希望する保護者に配布し活用を促すことで、より保護者の負担を軽減するツールとなるよう開発を進めました。
- 〇就学後の療育のニーズや利用の実態を把握するため、小学校の特別支援学級に在籍している 児童の保護者を対象にアンケートを実施し、その結果を関係部署で共有しました。
- 〇相談期間をわずかでも短縮するため、就学支援等検討委員会の当日中に提案の結果をお知らせすることや、資料提供に係る同意署名の受領時期を見直すなど、保護者の負担軽減に取り組みました。また、継続相談対象者の拡充や、利用者アンケートの実施を通じ、課題の把握と改善に取り組みました。

<成果と課題>

- ○幼稚園や保育園、子ども家庭支援センターの発達相談等から就学相談につながる児童は 年々増加しています。しかし、情報共有について保護者の同意が得られないケースも依然 としてあり、小学校側の情報収集が課題となっています。
- ○療育ニーズのアンケートの結果でも、療育についてのご要望で最も多かった回答は「子ども未来センターでの療育プログラムの実施」、次いで「就学後の利用継続」でした。途切れ・すき間のない支援体制を構築する観点から、就学前に受けていた療育のプログラムが、就学後も継続できるようにすべきとの指摘が保護者等から出ています。
- ○発達相談と就学相談の連携が進んだことで、就学支援シートの活用が大きく伸びています。その一方で保護者からは、依然として「校内での周知や配慮等への活用が十分でないと感じることがある」などの声があります。



就学支援シートを活用した就学前情報の引き継ぎ

基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実

<主な取組>

- ○教育課程および学校経営計画の中で、すべての小・中学校が「特別支援教育の推進」を 重点課題の一つに掲げ、具体的な取組を行いました。特別支援教育コーディネーターを 担う人材の育成や負担軽減が図れるよう、校長会で主旨を説明し、原則、複数の指名が 実現しています。
- ○特別支援教育コーディネーターを対象とする全体研修を年3回開催し、特別支援学校の コーディネーターによる講義やグループワーク、情報交換等を行いました。
- ○「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」および個別指導計画については、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等を通じて作成の手引きを通知し、活用を推進しています。また、特別支援教室の導入に伴い、通常の学級担任との連携による様式も整えました。学校における作成および活用を周知するとともに、学期ごとの面談や目標の確認等、保護者にもご協力をお願いしました。

- ○市立小・中学校で実施している支援の必要な児童·生徒のための校内委員会の実施状況を 把握し、効率的・効果的で創意工夫のある会議運営について、校長会等の機会を活用して 紹介しました。
- ○各学校の実態に応じて、交流及び共同学習の推進に取り組みました。
- ○副籍制度について、就学相談中から保護者への情報提供や地域指定校の確認を行い、より 早期からの円滑な交流が実施できるように努めました。また、取組の中で先進的なもの、 創意工夫があるものについて、校長会等の機会を活用して事例紹介を行いました。

<成果と課題>

- ○特別支援教育コーディネーターは複数指名が進み、校内での情報共有や人材育成、教員の 負担軽減等が図られていますが、一層の専門性向上が課題となっています。
- ○「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」、個別指導計画ともに3年前と比較して作成件数は増加していますが、まだ十分とはいえないのが実状です。
- ○交流及び共同学習、副籍制度における交流活動については、児童·生徒の障害の状態や各校の状況等により、様々な実態があります。取組の内容や交流の継続性、理解教育のプログラム等を校内で十分に共有していくことが求められています。



通常の学級との交流活動の様子(副籍制度)

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

<主な取組>

- 〇第九小学校くわのみ学級の過密状態を解消するため、平成29(2017)年度に、「松中小学校特別支援学級設置準備委員会」を設置し、学校施設の改修や備品購入、くわのみ学級保護者会への説明、校内の理解教育等の取組を経て、平成30(2018)年4月に、まつのみ学級(2学級)を開級しました。
- ○東京都のガイドラインに沿い、平成30(2018)年4月をもって、3か年にわたる順次導入が完了し小学校全19校に「特別支援教室キラリ」が設置され、児童の通級による指導を、教員の巡回指導へと移行しました。
- 〇中学校においても、小学校での実践を参考に、東京都のガイドラインに沿い、平成 31 (2019) 年4月に市内2校で「特別支援教室プラス」を設置しました。
- ○第五小学校や南砂小学校では、校舎の建替えや大規模改修に合わせ、エレベーターの設置や トイレ改修、段差解消など、バリアフリー化への対応を進めました。

○平成 27 (2015) 年4月より教育支援課に配置した教育支援相談員を、平成 29 (2017) 年度、平成 31 (2019) 年度に順次増員し4名体制となりました。特別支援学級設置校や通常の学級の介助員配置校に派遣し、校内の指導・支援上の助言を行うとともに、保護者・本人を含む支援会議等へ参加しています。







教育支援相談員が参加する支援会議の様子

- ○特別支援学級担任の専門性向上を推進するため、都立特別支援学校の協力を得て、指導内容等に係る具体的な助言や、特別支援学校の見学、教材製作の工夫等を学ぶ機会を設けました。
- ○自閉症·情緒障害特別支援学級については、本市においてもニーズが高い状況にあることから、教育委員会で協議を進め、令和3(2021)年度の開設に向けた具体的な検討を、平成31(2019)年度に開始しました。

<成果と課題>

- ○発達に課題のある児童が急増していることを背景に、特別支援教室や情緒障害等通級指導学級の利用希望が増加の一途をたどっています。特別支援教室への移行を機に、より早期に適切な指導・支援につなげる仕組みを整えるとともに、全市統一的な指導のスタンダードづくりや、指導終了につながる評価システムのあり方が問われています。また、通常の学級を含めて多様な障害への対応が強く求められています。
- ○自閉症·情緒障害特別支援学級設置への期待感は高く、令和3(2021)年度の小学校への開設後は、運営の状況を検証しつつ、本市でのその後の導入計画を検討する必要が生じると考えられます。
- ○巡回相談については、訪問回数や対応範囲について見直し要望があり、定期訪問から学校要請型に制度変更しました。各校の実態により、特別支援教室導入に伴い都から派遣される心理職やスクールカウンセラーとの役割分担の明確化も課題の一つです。

基本施策4 関係機関との連携

<主な取組>

- ○都立特別支援学校の協力によりコーディネーターの派遣を受け、特別支援学級の授業改善へ の助言や、就学支援部会での児童観察等で専門的な所見を得ました。
- ○就学相談での医学診断や、教育相談における事例研究について、近隣の医療機関から医師の 派遣を受け、専門的な所見を得ました。
- ○通常の学級における児童·生徒の介助や医療的ケアを行うため、事業の一部を社会福祉協議会 や訪問看護ステーションに委託し、学校や保護者とも連携を図りながら、学校生活を支援し ました。

- ○中学校を卒業した後の進路や支援について、本人 や保護者への情報提供や不安軽減等を図るため、 庁内の関係部署と共催で、サポート事業の説明会 を開催しました。
- ○特別支援教育に関わる関係機関相互の連携と、各機関の取組について共通理解を深めるため、平成26(2014)年度に、特別支援教育連絡会を設置し



関係機関相互の連携(特別支援教育連絡会)

ました。庁内の関係部署をはじめ、都立特別支援学校、医療機関、事業所、幼稚園、保育園、市立小・中学校の代表者が集まる場を年3回設けています。

<成果と課題>

○子ども未来センターの開設を契機として、教育支援課と子ども家庭支援センターを主軸とする、途切れ・すき間のない相談・支援体制の一層の強化を目指してきました。しかし、情報共有や役割分担、支援方針の決定については、関係機関や保護者等から「十分な連携が取れている」と評価されるまでに至っていません。

基本施策 5 特別支援教育の理解啓発

<主な取組>

- ○支援機関や保護者、市民等を対象に、特別支援教育をテーマとする講演会を開催し、障害に対する正しい知識の普及や理解の促進に取り組みました。
- ○各校の保護者会や入学説明会、就学時健診等の機会を活用し、保護者向けのチラシ配布 や理解啓発の呼びかけを行いました。また、平成30(2018)年度の就学時健診より、 保護者向けハンドブック『子育ての困りごと、ありませんか?』を配布し、発達障害に

対する正しい理解や対処、相談窓口等について周知しました。

<成果と課題>

○特別支援教育に関する講演会は 毎年開催していますが、さらに 多くの方が参加しやすくなるよ う、開催時期や時間帯等につい て改善の余地があります。また、 講演会以外の手法による理解啓 発活動の拡充について、庁内の 関係部署との連携を含め、検討 する時期にきています。



保護者向けハンドブック



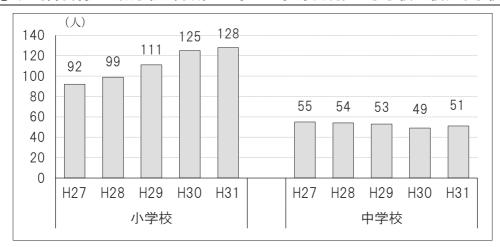
理解を広げる講演会

第3章

立川市における特別支援教育の現状及び課題

1 市全体の状況

- (1)特別支援学級等の児童・生徒数(各年5月1日現在)
 - ① 知的障害特別支援学級〔平成 31(2019)年度現在:小学校 7校、中学校 3校〕

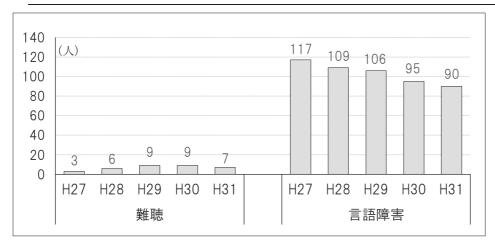


小学校の知的障害学級(固定制)の在籍児童数は、小学校は増加傾向が続き、中学校はおおむね50人台で推移しています。

平成 28 (2016) 年度在籍児童 (99人) の3分の1にあたる33人が第九小学校(5学級) に過密集中している現状に対応するため、平成30 (2018) 年度に松中小学校に特別支援学級を新設し、第九小学校特別支援学級の通学区域を分割しました。

② 難聴·言語障害通級指導学級

〔平成 31 (2019) 年度現在: きこえの教室 小学校 1 校、ことばの教室 小学校 2 校〕

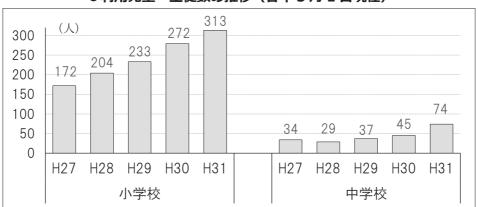


きこえの教室は、平成31(2019)年5月1日現在は7人の児童が利用しています。

ことばの教室は、平成 25 (2013) 年度以降 100 人を超える利用が続きましたが、状況改善等により指導を終了する児童も多く、平成 27 (2019) 年度を境に減少傾向となっています。

③ 情緒障害等通級指導学級・特別支援教室

〔平成 31 (2019) 年度現在: 小学校 19 校、中学校 4校〕



●利用児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)

小学校については、東京都のガイドラインに沿い、平成28 (2016) 年度から3か年かけて特別支援教室(本市での愛称:キラリ)を全19校に導入しました。これにより、他校に設置されている通級指導学級へ通うことなく、自校内で指導を受けられる体制が整いました。現在、7校の拠点校から計12校へ巡回指導教員が出向いて指導を行い、利用者数も増加が続いています。

中学校においても、東京都のガイドラインに沿い、平成 31 (2019) 年度より、特別支援教室(本市での愛称:プラス)の導入を開始しました。令和3 (2021) 年度には、全9校に導入し、通級指導学級からの転換を図ります。

(人) (4.5%) (6.2%)(5.8%)(5.3%)(4.9%)8,637 8,625 8,625 600 8.613 8,700 8.549 500 8,500 128 125 111 **四**知的固定 400 8,300 99 92 ■情緒通級等 300 8, 100 ■難聴言語通級 313 272 233 204 ━ 児童数 172 7,900 200 <括弧内の数字> 100 7,700 120 115 115 104 (固定+通級)÷児童総数 97 0 7,500 H27 H28 H29 H30 H31

●小学校児童に占める特別支援学級等の内訳(各年5月1日現在)

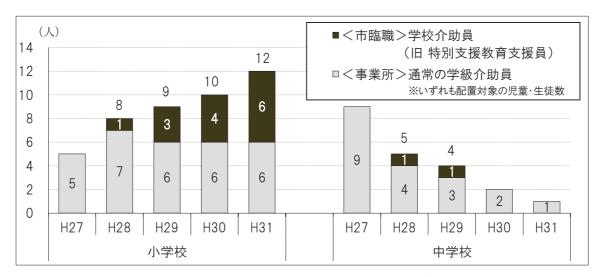
小学校に入学する児童は微増傾向にありますが、特別な支援を必要としている児童は増加が続いており、情緒障害等通級指導学級(平成30(2018)年度からは特別支援教室に完全移行)で顕著になっています。

(2.3%)(2.1%)(人) (2.4%)(2.3%)3,945 (3.3%)3.906 4.000 160 3,844 3.834 3,742 140 3.800 120 3.600 **四**知的固定 51 3,400 100 ■情緒通級等 80 3.200 49 - 生徒数 53 55 3.000 60 54 40 2,800 74 <括弧内の数字> 45 20 2.600 34 37 29 (固定+通級)÷生徒総数 0 2.400 H27 H28 H29 H30 H31

●中学校生徒に占める特別支援学級等の内訳(各年5月1日現在)

中学校では、入学する生徒数は減少傾向であるものの、小学校特別支援教室キラリや中学校特別支援教室プラスの導入を受けて、情緒障害等通級指導学級等で顕著な伸びを示しています。

(2) 通常の学級への介助員配置状況(各年5月1日現在)

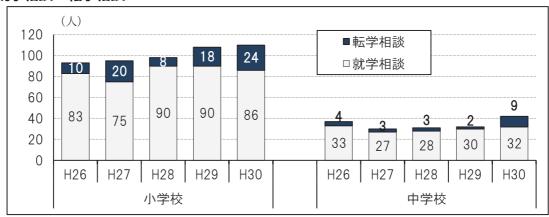


本市では、通常の学級に在籍している肢体不自由等のある児童・生徒の移動等を支援するため、平成22(2010)年度より社会福祉協議会等に介助員派遣事業を委託しています。

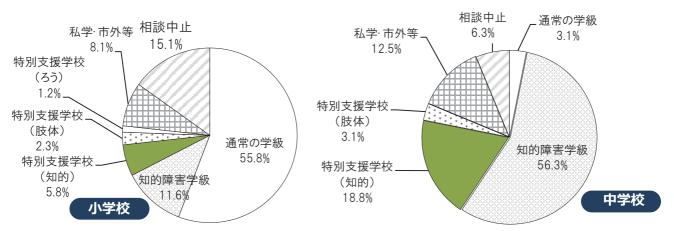
障害の状況が多様化していることなどを踏まえ、平成 28 (2016) 年度からは特別支援教育支援員制度との選択配置ができるよう制度を改正し、さらに、平成 29 (2017) 年度より、特別支援教育支援員の予算や名称を組み替え、学校介助員として制度変更しました。主治医による意見書を踏まえたうえで、専門家の審議を行い、配置を決定しています。

また、この制度とは別に、医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応のため、看護師の派遣も行っています。

(3) 就学相談・転学相談



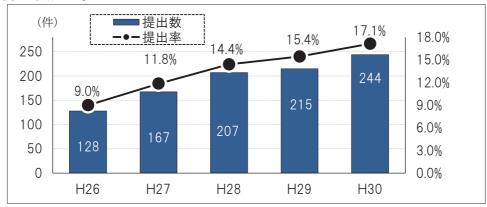
●平成30(2018)年度就学相談利用者の就学先内訳



年度によるばらつきはありますが、就学相談者数は小学校・中学校ともに横ばい、転学相談者数は、特に小学校において増加傾向にあります。

平成30(2018)年度の就学相談では、小学校の相談のうち、相談が途中で中止になったケースが15.1%ありました。相談を中止した場合でも、保護者の希望により就学先への引継ぎを行っています。

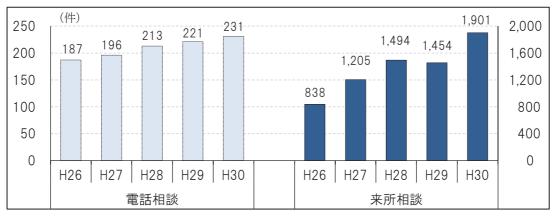
(4) 就学支援シート



就学支援シートは、就学前の様子や必要な支援の手だて、配慮などを学校へ引き継ぐため、 保護者と就学前機関が協力して作成するツールです。 第2次学校教育振興基本計画では、子ども家庭支援センター発達支援係とのさらなる連携 強化等を図りながら、平成31(2019)年度までに提出数を200件(新入学児童の約13.5%) まで伸ばすことを目標としましたが、提出数は想定を上回る伸びを続けており、平成31(2019) 年4月入学児童の提出数は244件(17.1%)にのぼりました。

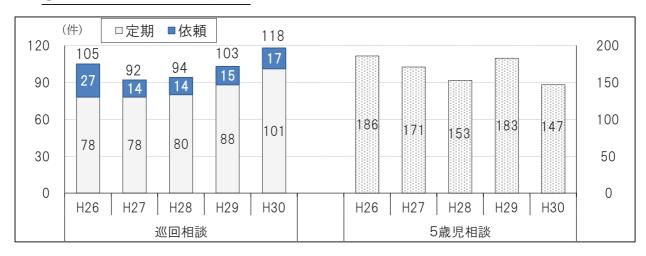
(5) 就学前の発達相談

① 子ども家庭支援センターでの発達相談



* 平成 25 (2013) 年 1 月より、子ども未来センター開設に伴い開始。

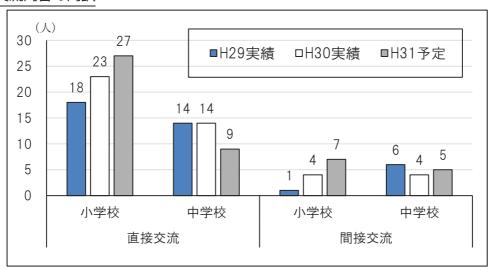
② 幼稚園や保育園での発達相談



子ども家庭支援センターが実施する、就学前の発達に関する相談件数は、特に来所相談において顕著な増加傾向が伺えます。幼稚園や保育園での巡回相談を通じて、現場支援を継続するとともに、5歳児相談を実施し、支援を必要とする園児の状況把握や保護者等の支援に取り組んでいます。

(6) 副籍制度の状況

交流内容の内訳



副籍制度は、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流(例:学校行事や学習活動への参加)や間接的な交流(例:学校・学級だよりの交換)を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

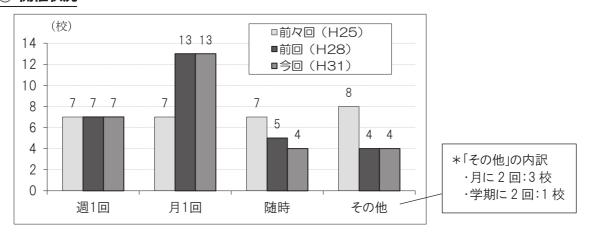
交流活動の実施件数は、小学校は直接交流・間接交流ともに微増していますが、中学校の 交流は微減する傾向にあります。

2 学校における取組等の状況

市立小·中学校 28 校における特別支援教育の取組等について調査し、前々回の計画策定(平成 25 (2013) 年 8 月) 時点や前回の計画策定(平成 28 (2016) 年 8 月) 時点と比較しました。

(1) 校内委員会

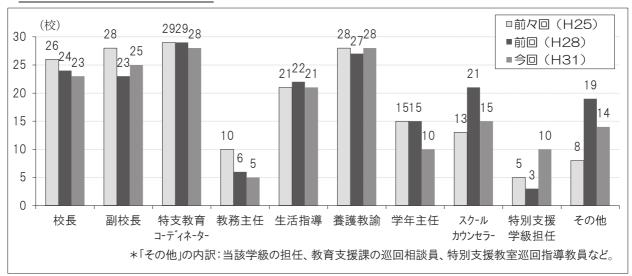
① 開催状況



前々回の調査では、「週1回」、「月1回」、「随時」などの開催頻度について回答した学校数は横並びの状況でしたが、前回の調査では、「月1回」と回答した学校が増加しました。今回も同様の傾向となっています。

+

② 校内委員会の出席メンバー



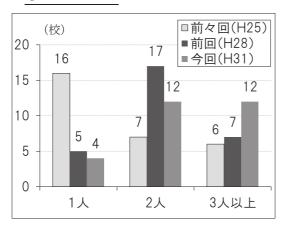
前回の調査時点と比較して、けやき台小と若葉小との統合により、学校数が 29 校から 28 校になりました。特別支援教育コーディネーター・養護教諭については、前々回より全校で出席メンバーとなっています。また、特別支援教室の拠点校から巡回してくる指導教員が、巡回校の特別支援教育コーディネーター(副担当)となっていることから、出席が増えています。

(2) 特別支援教育コーディネーター

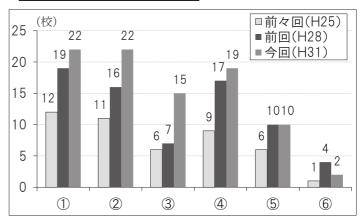
全小·中学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会や校内研修の企画· 運営、関係機関との連絡·調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

調査を重ねる毎に、コーディネーターの複数配置(特に3人以上)が進んでいることがわかります。

① 指名人数



② 複数配置の理由について



特別支援教育コーディネーターが複数配置されることにより、 校内の情報共有や教員の負担軽減等が一層進んでいます。

また教育委員会でも、経験の浅いコーディネーターには研修 機会を増やすなど、人材育成にも努めています。

- ①役割分担、負担軽減のため。
- ②複数の視点で業務を行うため。
- ③特別な支援や配慮を必要とする 人数が多いため。
- ④校内の情報共有を円滑に行うため。
- ⑤特別支援学級が設置されているため。
- ⑥その他(人材の育成、引継ぎの円滑化)

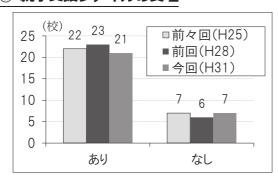
(3)「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」、個別指導計画の作成状況



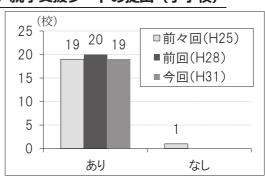
「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の取組学校数は、前回調査では半数に留まっていましたが、全市共通の様式や、作成対象となる児童・生徒の範囲を例示したことで6割に伸びています。

(4) 就学支援ファイル、就学支援シート

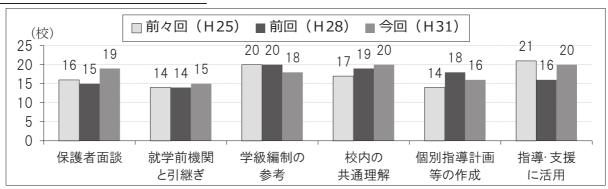
① 就学支援ファイルの受理



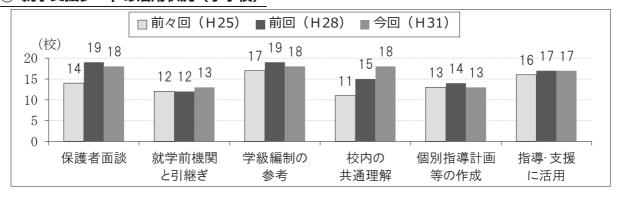
② 就学支援シートの提出(小学校)



③ 就学支援ファイルの活用状況



④ 就学支援シートの活用状況(小学校)



第3章 立川市における特別支援教育の現状と課題

幼稚園・保育園から小学校への引継ぎについては、就学相談の利用に伴う就学支援ファイルと、保護者自身が作成して提出する就学支援シートが、ツールとして定着しています。全体として、前回調査と大きな変化はありませんが、就学支援ファイル・就学支援シートいずれにおいても、校内の共通理解が伸びています。小学校の多くが、提出された就学支援シートによって、入学前の保護者面談や、個別指導計画等の作成に生かしていると回答していますが、保護者からは、「校内できちんと読まれて共有されているか不安がある」、「配慮が不十分と感じる」などの意見が出ており、その後の指導・支援に対する期待の大きさが伺えます。

(5) 特別支援教育をテーマとする校内研修の実施



3年前と比較して、「未実施」、「未定」と回答した学校が増えています。回数別では、減少傾向ですが、その背景には「小中連携活動の一つとして、校区内の研修にそれぞれ参加するようになった」、「都や市が開催する研修に参加するようにしているから」など、自校主催以外の研修機会も活用している状況がある反面、「他の校務や対応で多忙なため」といった回答もありました。

3 特別支援教育を推進する上で追記すべき課題

現計画の成果と課題、市全体の状況、学校における特別支援教育の取組等の状況、保護者や教員からの要望·意見、策定検討委員会での議論、また国や東京都の動向から、本市における特別支援教育の課題に加えるべき取組事項は、次のとおりです。

◎基本施策 1 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターと教育支援課の連携の充実に関すること。
- ・就学支援シート等の活用に関すること。
- ・幼保・小の引継ぎのあり方を、幼稚園・保育園の意見も参考に整理していくこと。

◎基本施策 2 学校における指導体制・指導内容等の充実

·「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」及び個別指導計画の作成と、一層の 活用に関すること。

◎基本施策 3 学校における特別支援教育の取組への支援

- ・今後の児童・生徒数や教育的ニーズを踏まえた特別支援学級等の整備に関すること。
- ・小・中学校における特別支援教室の指導の充実に関すること。
- ・特別支援学級等の教育課程編成に向けて、学校及び教員を支援すること。
- ・特別支援教育の理解・充実に向けて、全教員対象に研修等を実施していくこと。

◎基本施策 4 関係機関との連携

- ・教育相談と適応指導教室の連携を深め、不登校の児童・生徒、保護者を支えながら、 児童・生徒が、学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援す ること。
- ・子ども家庭支援センター及び関係団体等との一層の連携強化を進めること。

◎基本施策 5 特別支援教育の理解啓発

- ・交流及び共同学習、副籍制度のノウハウの共有と内容の充実に関すること。
- ・講演会以外の手法や、他の部署との連携など、取組の拡充に関すること。

第4章

立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

1 計画の骨子

立川市第3次特別支援教育実施計画の基本理念・基本指針・基本施策を次のように定め、 本市における特別支援教育を実施していきます。全ての取組について、合理的配慮及び人権 尊重の理念に基づいた指導・支援を行います。

基本理念

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し 社会参加できるよう、早期より、途切れ・すき間のない支援を図るとともに、一人ひと りの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の 精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実 現に取り組んでいきます。

基本指針

基本指針1

乳幼児期からライフステージに応じた途切れのない発達支援のしくみづくりを進め、 幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの各 機関が連携を図り、一人ひとりの成長を支えていきます。

一人ひとりへの支援がライフステージによって途切れることがないよう、学校や関係 機関等と連携を図る体制を充実させ、成長を支えていきます。

基本指針2

全ての小・中学校において、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに対し、適切な 実態把握に基づく計画的な指導・支援の充実を図ります。また、自立と社会参加を目指 す教育の実現のため、就学前から就学後、さらに卒業後までを見通した教育の一層の充 実を図ります。

児童・生徒の実態を把握し、一人ひとりに応じた指導及び支援を、全ての小・中 学校で組織的に行います。

基本指針3

障害に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習をより積極的に行い、共に生きる意識と態度を育てるとともに、保護者や市民等に対して、特別支援教育の理解啓発を図ります。

障害のある子どもが地域でよりよく生活していくことができるよう、交流及び共同学 習の推進や、保護者や市民等への特別支援教育の理解啓発を図ります。

基本施策

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

- ・取組項目 1 早期連携・早期支援の充実
- 取組項目 2 就学相談
- ・取組項目3 就学前機関から小・中・高への連携

基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実

・取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進

・取組項目5 「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」、個別指導計画の活用

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

- 取組項目6 特別支援学級等の整備及び充実
- ・取組項目7 教員の専門性向上
- ・取組項目8 巡回相談の充実
- ・取組項目 9 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

基本施策4 関係機関との連携

- ・取組項目 10 適応指導教室との連携
- ・取組項目 11 特別支援学校との連携
- ・取組項目 12 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携
- 取組項目 13 特別支援教育に関わる関係機関との連携

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

- ・取組項目 14 交流及び共同学習の推進
- 取組項目 15 副籍制度の実施
- ・取組項目 16 保護者、市民等への理解啓発

2 計画における基本施策と具体的な取組

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

発達相談から就学相談へのつなぎ、就学相談の充実、就学前機関から小・中・高への連携などを進め、途切れのない発達支援を行います。

◆ 取組項目1 早期連携・早期支援の充実

(1) 発達相談と就学相談・教育相談の連携の充実 1

[担当:教育支援課・子ども家庭支援センター]

- ・立川市第2次発達支援計画と立川市第3次特別支援教育実施計画に基づき、途切れ すき間のない相談・支援体制の構築及び連携を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達相談から就学相談、教育相談につなぎ ます。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業と就学相談の連携体制を維持しつつ、さらなる連携のしくみの構築を検討します。※37と共通
- ・健康推進課で実施している心理相談と就学相談の連携について検討します。
- (2) 幼稚園教員・保育士への特別支援教育に対する理解啓発 2

[担当:教育支援課・指導課]

- ・小学校区において行われる、小・中学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした 特別支援教育に関する研修を促進します。※4と共通
- ・指導課及び教育支援課において実施する特別支援教育に関する研修等に、幼稚園教 員・保育士が参加できるようにします。
- ・指導課等で実施する小・中連携教育の連絡会等への幼稚園教員・保育士の参加について検討を進めます。
- (3) 就学支援シート等の活用促進 3

〔担当:教育支援課・指導課・子ども家庭支援センター・保育課〕

- ・幼稚園及び保育園で行った支援の手だてを小学校へ着実に引き継ぎ、個別指導計画 等の作成につなげられるよう、就学支援シートの活用を促進します。
- ・乳幼児期から就労まで活用できるサポートファイルの活用を進めるとともに、改善 を図ります。
- (4) 幼稚園・保育園と小学校との連携 4

[担当:教育支援課·指導課·保育課]

- ·「立川市就学前スタンダード 20」等を活用し、幼稚園・保育園と小学校の「子どもの育ちの視点」の共有化を図ります。
- ・小学校区において行われる、小・中学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした 特別支援教育に関する研修を促進します。※2と共通
- ・幼稚園・保育園と小学校の交流及び研修等を通して、就学前教育、幼保・小連携教育の充実を図ります。

(5)柔軟な転学の促進 5

〔担当:教育支援課〕

・学びの連続性に留意しつつ、児童・生徒の実態等に応じた柔軟な転学を促進します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
1	発達相談と就学相談・教育相談の 連携の充実	充実 -				-
2	幼稚園教員・保育士への特別支援 教育に対する理解啓発	発展 一				-
3	就学支援シート等の活用促進	充実 -				
4	幼稚園・保育園と小学校との連携	充実 -				
5	柔軟な転学の促進	実施 -				

◆ 取組項目2 就学相談

(1) 就学相談の充実 6

〔担当:教育支援課〕

- ・就学相談の流れをわかりやすくするとともに相談期間の長期化を見直し、保護者や 児童・生徒の負担軽減を図ります。
- ・東京都就学相談担当者研修会への参加に加え、課内においても研修を実施し、就学 相談員の資質の向上を図ります。
- ・就学相談利用者アンケートを実施し、意見等の把握に努めます。

(2) 就学相談説明会の実施 7

[担当:教育支援課]

- ・保護者等を対象に、就学相談の流れや就学に関わる手続き案内、学校紹介、先輩保 護者の体験談等を聞くことのできる説明会の実施を検討します。
- (3) 就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援 8

〔担当:教育支援課〕

- ・就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士を対象に、資料の書き方等についての説明会を実施します。
- ・作成書式のデータ送付等、ICTを活用し幼稚園及び保育園における資料作成の負担 軽減を図ります。

(4) 就学後の継続相談の充実 9

〔担当:教育支援課〕

・就学相談を経て就学した児童・生徒について、就学支援等検討委員会での意見を踏まえ、保護者や学校の希望も考慮して、柔軟な転学も視野に入れながら、学校生活への適応に向けた継続相談を実施します。

(5) インクルーシブ教育システムの理念の周知 10

[担当:教育支援課·指導課]

- ・「障害者の権利に関する条約」(平成18(2006)年に国連で採択、平成26(2014)年に日本が批准)及び中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成24(2012)年)に留意し、就学相談等においてインクルーシブ教育システムの理念等を踏まえた相談を行い、支援の必要な児童・生徒の適切な就学を推進します。
- ・就学相談等を通じて、小・中学校や保護者等に対し、インクルーシブ教育システム の理念等を周知し、児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図ります。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
6	就学相談の充実	充実 -				—
7	就学相談説明会の実施	継続 -				-
8	就学相談の資料作成に関わる 幼稚園教員・保育士への支援	充実 –				-
9	就学後の継続相談の充実	継続 -				
10	インクルーシブ教育システム の理念の周知	実施 _				

◆ 取組項目3 就学前機関から小・中・高への連携

(1) 中学校区における連携 [1]

〔担当:指導課〕

- ・各中学校区においてこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級の実態に応じた連携を進めていきます。
- ・中学校区ごとに実施している特別支援学級間の交流会等の継続実施を支援し、より 一層の内容の充実を図ります。
- (2) 小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎ 12

[担当:教育支援課・指導課]

- ・新学習指導要領に基づき、就学支援シートの情報を活用した「学校生活支援シート (個別の教育支援計画)」の作成支援をさらに進めます。
- ·「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」を活用し、保護者の了解のもと、小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引き継ぎを推進します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度。
11	中学校区における連携	充実 -				-
12	小・中学校間及び特別支援学校	+				
12	12 高等部等への円滑な引継ぎ	実施				

基本施策 2 学校における指導体制・指導内容等の充実

学校経営に特別支援教育を明確に位置付け、組織的・計画的に特別支援教育を推進し、一人 ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行います。

◆ 取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進

(1) 学校経営における特別支援教育の位置付け 13

[担当:指導課]

- ・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示するよう指導します。
- ·「立川市通常の学級における特別支援教育スタンダード20」を活用し、校内委員会等の 組織的な運営を支援します。
- (2) 特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨 14

〔担当:指導課〕

・特別支援教育コーディネーターの確保や専門性の向上、校内における支援の取組の 継続性を保つため、引き続き学校の実態に応じて特別支援教育コーディネーターの 複数指名を進めます。

(3) 校内委員会の充実 15

[担当:教育支援課·指導課]

- ・特別支援教育コーディネーターの標準的な役割を示すとともに、校内委員会の役割 等を明確にするなど、学校への支援を行います。
- ・特別支援教室の巡回指導教員が巡回校の特別支援教育の副コーディネーターとして 校内委員会に参加することにより、巡回校との情報共有と校内支援の充実を図りま す。
- ・教育支援相談員等が校内委員会に参加し、機能の向上を図ります。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が校内委員 会に参加し、情報共有及び助言を行います。
- (4) ユニバーサルデザイン等の考え方に基づいた指導・支援 16

[担当:教育支援課·教育総務課·指導課]

- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいたわかりやすい指導・支援の工夫について 小・中学校の理解促進を図り、実践します。
- ・児童・生徒の介助や支援の情報を教育委員会内で共有し、関係課が連携して合理的 配慮の考え方に基づいた施設整備等を進めます。
- (5) 介助員等の業務範囲の検討 17

[扣当:教育支援課]

・通常の学級介助員、学校介助員、特別支援学級臨時指導員の職務範囲及び配置基準 等の見直しを行い、児童・生徒の実態に即した支援体制の整備を行います。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
13	学校経営における特別支援 教育の位置付け	充実 -				
14	特別支援教育コーディネータ ーの指名の複数化の推奨	継続 -				
15	校内委員会の充実	充実 _				-
16	ユニバーサルデザインの考 え方に基づいた指導・支援	実施 -				
17	介助員等の業務範囲の検討	検討 _ 実施				—

◆ 取組項目5 「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」、個別指導計画の活用

- (1)「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」、個別指導計画の作成と活用 [18] 〔担当:教育支援課・指導課〕
 - ・市の共通書式を用いた「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」及び個別指導計画の作成と、その活用を推進します。
- (2) 小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎ 12※再掲 〔担当:教育支援課・指導課〕
 - ・新学習指導要領に基づき、就学支援シートの情報を活用した「学校生活支援シート (個別の教育支援計画)」の作成支援をさらに進めます。
 - ·「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」を活用し、保護者の了解のもと、小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引き継ぎを推進します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
18	個別の教育支援計画、個別指導	充実 -				
10	計画の作成と活用の推進	九大				
	小・中学校間及び特別支援学校					
12	高等部等への円滑な引継ぎ	実施 一				
	※再掲					

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

障害に応じた支援体制や環境整備を進めるとともに、教員等の専門性向上を図ることで、学校における特別支援教育の取組を支援します。

◆ 取組項目6 特別支援学級等の整備及び充実

(1)特別支援学級の整備 19

[担当:教育支援課•学務課]

- ・今後の児童・生徒数の推計を基に、知的障害特別支援学級の整備について通学区域 の見直し等も含め検討します。
- (2)発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備 20

[担当:教育支援課·指導課]

- ・自閉症・情緒障害特別支援学級を、令和3(2021)年度に小学校1校に開設することとし、令和2(2020)年度には適切な就学相談の実施、令和3年度以降は当該学級での適切な指導・支援と円滑な学級運営を図ります。
- ・小学校 1 校での自閉症・情緒障害特別支援学級の開設後は、適時状況把握を行い、 必要に応じて設置校の拡大についても検討を行います。
- ・小学校の特別支援教室の指導について適時状況把握と授業改善への取組を行い、より児童の特性に応じた指導の充実を図ります。
- ・令和3 (2021) 年度の中学校の特別支援教室完全実施に向け、課題の把握・解決に努め、全校での円滑な運用を進めます。
- (3) 特別支援学級等説明会の実施 21

[担当:教育支援課]

- ・小学校新1年生の入学説明会等で特別支援教室に関する説明を行い、保護者の特別 支援教室に関する理解啓発を進めます。
- ・小学校6年生の保護者を対象とする中学校の特別支援教室の手続き等に関する説明会を実施し、円滑な指導の開始につなげます。
- ・就学相談説明会と合わせて、特別支援学級等を説明する機会を充実していきます。
- (4) 特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援 22

[担当:教育支援課·指導課]

- ・特別支援学級等の教育課程の編成資料を作成・活用し、小・中学校が適切な教育課程の編成を行えるようにします。
- (5) 介助の必要な児童・生徒の定期的な支援会議の実施と個別指導計画等の作成支援の 充実 23

〔担当:教育支援課·指導課〕

- ・介助の必要な児童・生徒の支援会議を定期的に実施します。
- ・学校への個別指導計画等の作成支援を充実します。
- (6) 校舎のバリアフリー化の対応 24

[担当:教育支援課·教育総務課]

・校舎のバリアフリー化に向けて引き続き学校の改修等と合わせて対応していきます。

No.	具体的な	取組	R2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
19	特別支援学級の整	循	 実施 —				-
	発達障害の児童・	自閉症・情緒障害特別 支援学級	準備 相談開始	開級 –			
20	生徒に対する重 層的な支援体制	特別支援教 室 (小学校)	継続 —				-
	の整備	特別支援教 室 (中学校)	実施 (7校)	全校実施-			
21	特別支援学級等説	明会の実施	準備	実施 –			-
22	特別支援学級教育課程編成に 向けての技術的支援		継続 —				-
23	介助の必要な児童・生徒の定期的な支援会議の実施と個別 指導計画等の作成支援の充実		実施 —				-
24	校舎のバリアフリ	一化の対応	継続 —				

◆ 取組項目7 教員の専門性向上

(1) 特別支援教育に関する研修の充実 25

[担当:指導課]

- ・教員研修に、発達障害の理解や特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級における授業の在り方などの内容を設定します。
- 事例検討や授業研究などの研修形態を積極的に取り入れていきます。
- ・小・中学校の特別支援教育の理解・充実に向けて、全教員対象の研修を実施します。
- ・教員の経験や職層及びニーズに応じて、研修内容等を工夫し、充実を図ります。
- ・研修講師に、外部の専門家などを活用していきます。
- ・研修の充実のみならず、小・中学校での特別支援教育体制の整備につなげるため、 外部専門機関の活用を検討します。

(2) 特別支援学級等教員の授業力の向上 26

[担当:教育支援課・指導課]

- ・若手教員育成研修や特別支援学級等担任研修の研究授業を通じて、特別支援教育の 視点を踏まえた指導・助言を行います。
- ・特別支援学級における指導の充実及び教員の専門性向上のため、引き続き特別支援 学校と連携していきます。※28と共通

(3) 特別支援学校教員免許状取得率の向上 27

〔担当:指導課〕

・特別支援学級のみならず、学校全体での合理的配慮の充実に向け、国や大学等の特別支援学校教員免許取得に関する情報(認定講習等)を積極的に発信し、特別支援教育に関わる教員の免許取得を支援します。

(4) 特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実 28

[担当:教育支援課·指導課]

- ・特別支援学級における指導の充実及び教員の専門性向上のため、引き続き特別支援 学校と連携していきます。※26と共通
- ・専門性向上プラン(都立特別支援学校の教員の助言による授業改善計画)を策定し それに基づいて研修体制をより充実させていきます。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
25	特別支援教育に関する研修の充実	充実 -				
26	特別支援学級等教員の授業 力の向上	継続 -				—
27	特別支援学校教員免許状取	 実施 -				
21	得率の向上	大 旭				
28	特別支援学校との連携によ	 充実 -				
20	る専門性向上プランの充実	7.5				,

◆ 取組項目8 巡回相談の充実

(1)教育相談員による巡回相談 29

[扣当:教育支援課]

- ・学校からの要請に基づいて、引き続き、支援の必要な児童・生徒に対し、学校生活 への適応に向けた巡回相談を行います。
- ・これまでの派遣回数や時間、対応の範囲等を見直し、類似事業との業務を整理する ことで、より効果的な児童・生徒への支援が行えるように機能の再構築を図ります。
- ・就学相談を経て就学した児童・生徒の情報を巡回相談が引き継ぎ、必要に応じて学 びの連続性に留意しつつ、柔軟な転学も視野に入れた相談を実施します。

(2) 専門家の派遣 30

[担当:教育支援課]

- ・言語聴覚士等を学校に派遣し、児童・生徒のニーズに応じた支援を継続して実施します。
- ·学校への医師の派遣について検討します。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
29	教育相談員による 巡回相談	継続				-
		一部継続				
30	専門家の派遣	継続				-
		一部継続				

◆ 取組項目 9 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

(1)特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等の専門性の向上 31

[担当:教育支援課·指導課]

- ・特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等の専門性の向上を図るため、研修を 実施します。
- ・特別支援学級臨時指導員や特別支援教室専門員の連絡会を開催し、研修や情報交換 等を行います。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5 年度	6 年度
31	特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等	継続 -				
	の専門性の向上					

基本施策4 関係機関との連携

特別支援学校との連携により、教員の専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を進め、特別支援教育の推進に向けたネットワークを構築します。

◆ 取組項目10 適応指導教室との連携

(1) 適応指導教室と連携した指導の推進 32

[担当:教育支援課・指導課]

- ・適応指導教室の利用を検討している児童・生徒や保護者の教育相談を実施し、適切 な指導・支援につなげます。
- ・教育相談員が適応指導教室運営委員会等に出席し、不登校児童・生徒の情報を共有 しながら、適切な登校支援等について検討します。
- ・「登校支援シート」を活用して、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、 不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援します。

No.	具体的な取組	R 2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
32	適応指導教室と連携した	継続 —				
32	指導の推進	小位 小儿				

◆ 取組項目11 特別支援学校との連携

(1) 特別支援学校のセンター的機能の活用 33

[担当:教育支援課]

- ・特別支援学校の教員を研修会講師として招聘するなど、小・中学校における特別支援教育の理解を促進するため、特別支援学校のセンター的機能を活用していきます。
- ・就学相談において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性を活用 していきます。
- (2) 特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実 28※再掲

[担当:教育支援課·指導課]

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携して いきます。
- ・専門性向上プラン(特別支援学校の教員の助言による授業改善計画)を策定し、それに基づいて研修体制をより充実させていきます。
- (3) 就学相談担当者等の医療的ケアに関する理解推進 34

[担当:教育支援課]

・医療的ケアを必要とする児童・生徒の学校生活で必要な支援について、就学相談担当者が必要な知識を身に付け、学校での適切な支援につなげます。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
33	特別支援学校のセンター的機能の 活用	継続 _				—
28	特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実 ※再掲	充実 🗕				—
34	就学相談担当者等の医療的ケア に関する理解推進	検討	実施 —			—

◆ 取組項目12 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

(1) 進路先・関係機関との連携 35

[担当:教育支援課・指導課・子ども育成課]

- ・中学校を卒業した後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先や関係機関との連携を行います。
- ・特別支援学校との進路連絡会等の実施を検討します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
		継続 -				
35	進路先・関係機関との連携	不 企 不定				
		一部検討				

◆ 取組項目13 特別支援教育に関わる関係機関との連携

(1) 特別支援教育連絡会の開催 36

[担当:教育支援課]

- ・教育委員会事務局内だけでなく庁内の障害者福祉や健康担当課と連携しつつ、幼稚園・保育園、医療機関、福祉事業者等とのネットワークをさらに整備します。
- ・定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる協議を行います。
- (2) 子ども家庭支援センターとの連携 37

[担当:教育支援課・子ども家庭支援センター]

- ・子ども家庭支援センターとの定期的な打合せ、ケース会議を実施するなど、教育相 談と家庭支援の連携の強化を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業と就学相談の連携体制を維持しつつ、さらなる連携のしくみの構築を検討します。※11と共通
- (3) その他の関係機関との連携 38

[担当:教育支援課・障害福祉課・子ども育成課]

·NPO 法人等の支援団体や放課後等デイサービス事業者等との連携について検討します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
36	特別支援教育連絡会の開催	充実 –				
37	子ども家庭支援センターとの	継続 -				
07	連携	がたかりし				
38	その他の関係機関との連携	検討	実施 -			
30	てり見り消が機関とり連携	[快刊	天肥 —			

基本施策 5 特別支援教育の理解啓発

交流及び共同学習の推進や副籍制度の実施により、学校における特別支援教育の理解を進めるとともに、講演会等を通して市民等に対し、障害や特別支援教育に関する理解啓発を図ります。

◆ 取組項目14 交流及び共同学習の推進

(1)交流及び共同学習の推進 39

〔担当:教育支援課・指導課〕

- ・各学校の実態に応じて内容の充実を図り実施していきます。
- ・取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的 に情報提供を行い、内容の充実を図ります。
- ・学校におけるさまざまな学習場面を通して、特別支援教育について児童・生徒の理解を深めていきます。
- ・各学校の実態に応じて交流及び共同学習の年間指導計画の作成支援を行います。

(2) 個別指導計画に基づく交流及び共同学習の推進 40

〔担当:教育支援課・指導課〕

・特別支援学級の児童・生徒の実態に応じて、保護者の了解のもと、交流及び共同学 習の目標を個別指導計画に位置付け、計画的な活動の実施を推進します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
39	交流及び共同学習の推進	充実 —				—
40	個別指導計画に基づく 交流及び共同学習の推進	実施 —				

◆ 取組項目15 副籍制度の実施

(1) 副籍制度の実施 41

〔担当:教育支援課·指導課〕

- ·就学相談において副籍制度の周知を進め、特別支援学校入学後、より早期からの交流が行えるようにします。
- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて実施します。
- ・取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的 に情報提供を行い、内容の充実を図ります。
- ・近隣の特別支援学校との「交流の日(仮称)」の実施について検討します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
41	 副籍制度の実施	充実 一				
41	副箱削及り天肥 	九夫				

◆ 取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

(1) 特別支援教育講演会等の開催 42

[担当:教育支援課]

- ・発達障害教育を含む特別支援教育の推進、理解啓発のため、保護者、関係機関、市 民等を対象に講演会等を開催します。
- ・「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の理解啓発事業と連携し、より効果的な講演会等の在り方について検討します。
- (2) 特別支援教育の理解啓発の充実 43

[担当:教育支援課]

- ・特別支援教育の推進、理解啓発に向けたリーフレットを作成し、活用していきます。
- ・市の広報やホームページ、立川市教育だより「たっち」において、積極的に情報発信し、特別支援教育の理解啓発を図ります。
- ・校長会等において定期的な特別支援教育の理解啓発を進めます。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
42	 特別支援教育講演会等の開催	継続 _				
		112170				
43	 特別支援教育の理解啓発の充実	大中 _				
43	付加义该教目VJ连胜合先VJJ[关 	充実 -				

資料

- 1. 用語解説
- 2. 立川市立小学校・中学校等配置図
- 3. 立川市特別支援学級等設置状況一覧
- 4. 立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱
- 5. 立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿
- 6. 立川市第3次特別支援教育実施計画策定の経過

[あ行]

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群(Asperger syndrome)は、対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴は自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れは伴わない。

医療的ケア

たんの吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医行為のこと。

インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

[か行]

学習障害(LD)

学習障害はLDと略されることもあり、Learning Disorders またはLearning Disabilities の略語とされる。全般的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算するなどの特定の能力に著しい困難がある状態をいう。

学校経営計画

学校の使命や目指す学校像とそれに向けた方策を表したもの。

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)

障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

教育相談

中学校学習指導要領解説(特別活動編)によれば、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」とされている。

本市は、教育支援課の教育相談員(公認心理師等)が、市内の幼児、小学生、中学生、高校生とその保護者を対象に、不登校や進路、落ち着きがない、勉強の遅れ、学校での人間関係などの養育上や教育上の保護者の心配ごとや、子ども自身の悩みについて、相談を受けている。必要に応じて、カウンセリングや遊戯療法、箱庭療法等による心理療法、助言を行いながら、悩みや問題解決を支援している。また、他機関の紹介や情報提供も行う。

共生社会

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

言語障害通級指導学級

小・中学校に設置されている特別支援学級(通級制)の一つ。対象となる障害の程度は、口蓋裂、 構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害の ある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これ らの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね 参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。本市では、小学校2校に設置している。

言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発問、認知などの各機能が関係しているが、コミュニケーションに問題がある場合に、その本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う者。

高機能自閉症

高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症をいう。

校内委員会

障害のある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に置かれた特別支援教育 に関する委員会。

合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条によれば、教育における合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を有し、行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。また、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義されている。

交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな 人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側 面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあるこ とをより明確に表したもの。

個別指導計画

児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の 把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。「学校生 活支援シート(個別の教育支援計画)」を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。

[さ行]

サポートファイル

子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子、医療や療育の記録などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育園や小・中学校へ入園入学する際や、医療機関や相談機関等で子どもの相

談をする際などに担当者にファイルを提示することで、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を 伝えることができ、適切な支援につながりやすくなる。

自閉症 ※自閉スペクトラム症

自閉症とは、次の三つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられる。

- (1)対人関係の障害
- (2) コミュニケーションの障害
- (3) 限定した常同的な興味、行動及び活動

自閉症と同質の軽微な障害特性がある場合も、自閉スペクトラム症と呼ばれる。(スペクトラムとは「連続体」の意味。)

自閉症•情緒障害特別支援学級

小・中学校に設置されている特別支援学級(固定制)の一つ。対象となる障害の程度は、

①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの、 ②主として、心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの、とされている。本市では令和3(2021)年度に開級予定。

就学支援シート

支援や配慮が必要な子どもがスムーズに小学校に就学し、豊かな学校生活を送ることができるよう、子どもの様子や指導の手立て・手がかり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等へ引き継いでいくシートのこと。

本市では、保護者の記入欄のほか、幼稚園・保育園等の記入欄がある。保護者が教育支援課に提出し、教育支援課から就学先の学校に提供する。

就学相談

心身や発達のことで心配のある子どもの就学に際して、どのような教育環境が良いか相談すること。

本市では、就学相談員と保護者の面談、子どもの行動観察、発達検査などを行う。特別支援学級や特別支援学校への就学を検討している場合は、それぞれの見学・体験も行う。専門家等による審議を経て、子どもに必要な支援や望ましい就学先を保護者に提案する。また、相談の経過や資料は、就学支援ファイルとして就学先に引き継ぐ。就学後に就学先の変更をする場合は転学相談を行う。子ども未来センターで教育支援課が実施している。

巡回相談

教育支援課の教育相談員等が学校の要請に基づいて各学校を訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の実態を把握して、対象児童・生徒への理解やかかわりに対する助言等を行う。

情緒障害等通級指導学級

小・中学校に設置されている特別支援学級(通級制)の一つ。通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者(心理的な要因による選択性かん黙等)、 学習障害者、注意欠陥多動性障害者を対象とする。

東京都では平成28(2016)年度より、情緒障害等通級指導学級を順次「特別支援教室」に移行している。本市では令和3(2021)年度に完全移行予定。

スクールカウンセラー(SC)

学校における教育相談体制等の機能の充実のために、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士などを学校に配置する。児童・生徒を対象とした教育相談、カウンセリングの他、教員及び保護者への助言等を行う。平成25(2013)年度から、市内の全小・中学校に配置。

スクールソーシャルワーカー (SSW)

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応する。教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童・生徒の支援を行う。

[た行]

第2次発達支援計画

本市独自の子どもの発達支援に関する計画で、第4次長期総合計画後期基本計画の児童福祉施策の個別計画。第3次特別支援教育実施計画と連携。計画期間は令和2(2020)年度から6(2024)年度までの5年間。

第4次夢育て・たちかわ 子ども21プラン(立川市次世代育成支援行動計画)

本市独自の子どもに関する総合計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく市の行動計画を包含している。また、第4次長期総合計画後期基本計画の児童福祉施策の個別計画。計画期間は令和2(2020)年度から6(2024)年度までの5年間。

知的障害特別支援学級

小・中学校に設置されている特別支援学級(固定制)の一つ。対象となる障害の程度は、知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの。

注意欠陥多動性障害(ADHD)

注意欠陥多動性障害(AD/HD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)は、ADHD と表記されることもある。注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴である。この3つの症状は通常7歳以前に現れる。

- (1) 多動性(おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったり する)
- (2) 注意力散漫(うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある)
- (3) 衝動性(約束や決まり事を守れないことや、せっかちでイライラしてしまうことがよく ある)

一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期であるが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。

通級指導学級

小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導(障害による学習上又は生活上の困難の改善・ 克服を目指す自立活動の指導)を行う特別支援学級をいう。 本市では、小学校に難聴及び言語障害の学級を設置している。指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで(学習障害及び注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能)としている。

特別支援学級

特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級で、固定制と通級制の学級がある。対象となる障害は、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害、病弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害。東京都においては、各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。本市では、固定制では小・中学校とも知的障害の学級を、通級制では小学校に難聴及び言語障害の学級を設置している。

特別支援学校

「学校教育法」の一部改正により、それまでの盲・ろう・養護学校は、平成19(2017)年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別(視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)及びこれらの重複障害である。「学校教育法」の一部改正により、都道府県の判断でこれまでどおりの特定の障害に対応した教育を行う特別支援学校に加え、複数の障害(2~5障害種別)に対応した教育を行う特別支援学校の設置が可能になった。

特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高等学校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。

特別支援教育

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会的参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、 幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成19(2007)年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。 学校教員の中から学校長が指名する。

特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画、及び立川市特別支援教育実施計画に基づき、「子どもが通って指導を受ける」通級指導学級から「子どもが在籍している学校へ先生が通って指導する」 特別支援教室への移行が行われている。「特別支援教室キラリ」は、本市の小学校の特別支援教室の愛称。「特別支援教室プラス」は、中学校の特別支援教室の愛称。

ドリーム学園

心身の発達に遅れのある未就学児を対象に、それぞれの子どもの持っている潜在的な能力を引き出しながら、心身の発達を促すとともに、社会性・適応性を育むため、総合的な療育訓練を行う本

市の施設。定員 25 名。遠足や運動会などの行事があり、週 5 日間の登園を基本とする。通園バスあり。児童福祉法の児童発達支援事業。

[な行]

難聴通級指導学級

小・中学校に設置されている特別支援学級(通級制)の一つ。対象となる障害の程度は、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。本市では小学校1校に設置している。

[は行]

発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法の定義によれば、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性 発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通 常低年齢において発現するものをいう。

副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続を図る制度。

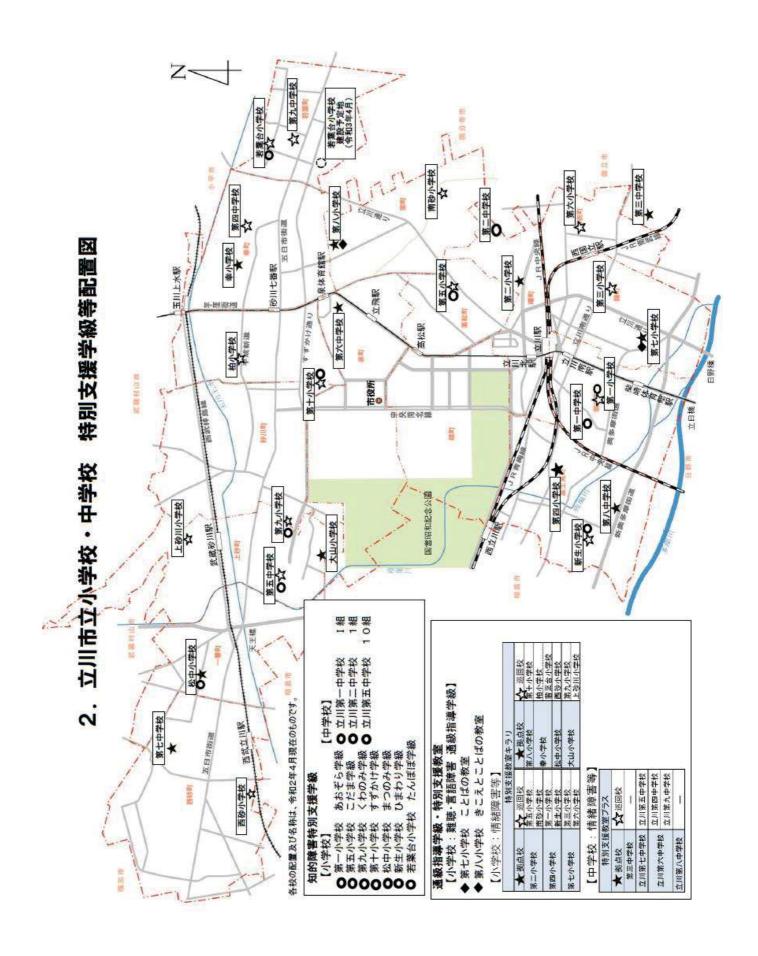
[や行]

ユニバーサルデザイン

年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすいようにデザインする考え方。 ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、発展させた考え方。

<参考資料・出典>

- ・文部科学省ホームページ
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24(2012)年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会)
- ·教育支援資料(平成25(2013)年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)(平成 25 (2013)年 10月4日付25 文科初第756号)
- ・リーフレット「平成28(2016)年4月1日から障害者差別解消法がスタートします」(内閣府)
- ·東京都発達障害教育推進計画(平成28(2016)年2月東京都教育委員会)
- ·東京都特別支援教育推進計画(第二期)·第一次実施計画(平成 29 (2017) 年 2 月 東京都教育委員会)
- ・立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例(平成30(2018)年4月立川市)
- ・国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センターホームページ (http://www.rehab.go.jp/ddis/)



3. 立川市特別支援学級等設置状況一覧

●知的障害特別支援学級(固定制)

(令和2(2020)年4月1日現在)

学校名	学級名	開設年月
第一小学校	あおぞら学級	昭和 29(1954)年4月
第五小学校	こだま学級	昭和 32(1957)年6月
第九小学校	くわのみ学級	昭和 59(1984)年4月
第十小学校	すずかけ学級	昭和 50(1975)年4月
松中小学校	まつのみ学級	平成 30 (2018) 年 4 月
新生小学校	ひまわり学級	平成 16(2004)年4月
若葉台小学校	たんぽぽ学級	平成 30 (2018) 年 4 月
立川第一中学校	I 組	昭和53(1978)年4月
立川第二中学校	1組	昭和 39(1964)年4月
立川第五中学校	10 組	昭和53(1978)年4月

●小学校特別支援教室キラリ(情緒障害等)

学校名	教室名等	開設年月
第二小学校	二小キラリ(拠点校)<旧あけぼの学級>	昭和55 (1980) 年4月
第五小学校	五小キラリ(巡回校)	平成 30 (2018) 年 4 月
南砂小学校	南砂小キラリ(巡回校)	平成 28 (2016) 年 4 月
第四小学校	四小キラリ(拠点校)	平成 28 (2016) 年 4 月
第一小学校	一小キラリ(巡回校)	平成 29 (2017) 年 4 月
新生小学校	新生小キラリ(巡回校)	平成 29 (2017) 年 4 月
第七小学校	七小キラリ(拠点校)<旧あすなろ学級>	平成 21 (2009) 年 5 月
第三小学校	三小キラリ(巡回校)	平成 28 (2016) 年 4 月
第六小学校	六小キラリ(巡回校)	平成 29 (2017) 年 4 月
第八小学校	八小キラリ(拠点校)<旧つばさ学級>	平成 26 (2014) 年 4 月
第十小学校	十小キラリ(巡回校)	平成 29 (2017) 年 4 月
幸小学校	幸小キラリ(拠点校)	平成 29 (2017) 年 4 月
柏小学校	柏小キラリ(巡回校)	平成 30 (2018) 年 4 月
若葉台小学校	若葉台小キラリ(巡回校)	平成 30 (2018) 年 4 月
松中小学校	松中小キラリ(拠点校)<旧はらっぱ学級>	平成 18 (2006) 年4月
西砂小学校	西砂小キラリ(巡回校)	平成 28 (2016) 年 4 月
大山小学校	大山小キラリ(拠点校)	平成 28 (2016) 年 4 月
第九小学校	九小キラリ(巡回校)	平成 29 (2017) 年 4 月
上砂川小学校	上砂川小キラリ(巡回校)	平成 29 (2017) 年4月

*<>内は、情緒障害等通級指導学級時の学級名

●難聴・言語通級指導学級

学校名	学級名	開設年月
第七小学校	ことばの教室 (言語障害)	平成18 (2006) 年4月
第八小学校*	きこえとことばの教室 (難聴·言語障害)	昭和51 (1976) 年4月

^{*}けやき台小の閉校に伴い、平成30(2018)年4月に移設

●中学校特別支援教室プラス(情緒障害等)

学校名		学級名	開設年月
立川第三中学校		三中プラス(拠点校)<旧羽衣学級>	平成 24 (2012) 年 4 月
<u>1</u>	江川第六中学校	六中プラス(拠点校)<旧泉学級>	平成元(1989)年4月
	立川第四中学校	四中プラス(巡回校)	令和2(2020)年4月
	立川第九中学校	九中プラス(巡回校)	平成31 (2019) 年4月
<u>1</u>	江川第七中学校	七中プラス(拠点校)	令和2(2020)年4月
	立川第五中学校	五中プラス(巡回校)	令和2(2020)年4月
7	5川第八中学校	八中プラス(拠点校)<旧富士見学級>	平成9(1997)年4月

^{*&}lt;>内は、情緒障害等通級指導学級時の学級名

^{*}令和3(2021)年4月に、全9校に設置予定

4. 立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立川市の特別支援教育の推進に向けて立川市第3次特別支援教育実施計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、計画の案(以下「計画案」という。)の検討を行うため、立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 計画案の検討に関すること。
 - (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 2人
 - (2) 市立小学校長 1人
 - (3) 市立中学校長 1人
 - (4) 市立小学校PTA代表 1人
 - (5) 市立中学校PTA代表 1人
 - (6) 障害者団体代表 2人
 - (7) 公募市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会は、委員長が招集する。
- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、公開とする。
- 2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則(平成12年立川市規則第8号)第4条 の規定を適用するものとする。

(報告)

- 第8条 検討委員会は、必要に応じて会議の内容を教育委員会に報告するものとする。
- 2 検討委員会は、計画案の検討が終了したときは、検討結果を教育委員会に報告するものとする。 (謝礼及び記念品)
- 第9条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈する。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育支援課において処理する。

(オブザーバー)

第11条 検討委員会にオブザーバーを置き、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、子ども家庭部保育振興担当主幹及び教育委員会事務局教育部指導課長を充てる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の終了をもってその効力を失う。

5. 立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿

1 委員(敬称略/◎=委員長、○=副委員長)

氏名	所属・職	備考
◎杉野 学	東京家政学院大学 教授	学識経験者(特別支援教育)
内田 創	国家公務員共済組合連合会立川病院 小児科医	学識経験者(医学)
田村 聡	立川市立第七小学校長	市立小学校長
〇小沼 孝行	立川市立立川第五中学校長	市立中学校長
福島 達也	立川市立第五小学校PTA会長	市立小学校PTA代表
青木 達也	立川市立立川第三中学校PTA会長	市立中学校PTA代表
小松 佳世子	立川市手をつなぐ親の会副会長	障害者団体代表
日下部 美佳	肢体不自由児・者父母の会たつのこ副会長	障害者団体代表
坂下 共		公募市民
髙橋 優子		公募市民

2 オブザーバー

氏名	所属・職
初鹿 俊彦	子ども家庭部子ども家庭支援センター長
江頭 由美子	子ども家庭部保育振興担当主幹
前田 元	教育委員会事務局教育部指導課長

3 事務局

氏名	所属・職
大野 茂	教育委員会事務局教育部長
秋武 典子	教育委員会事務局教育部教育支援課長
川﨑 淳子	教育委員会事務局教育部統括指導主事
樋口 民夫	教育委員会事務局教育部教育支援課管理係長
藤間 智子	教育委員会事務局教育部教育支援課相談係長

6. 立川市第3次特別支援教育実施計画策定の経過

(1)策定検討委員会検討経過

回	開催日	検討内容
1	令和元年 7月22日(月)	・委嘱状交付、委員長の選出・計画策定の概要・立川市第2次特別支援教育実施計画の進捗状況・国や東京都の特別支援教育等の動向・立川市第3次特別支援教育実施計画の骨子(案)について
2	8月27日(火)	・委員請求資料に関する説明・立川市における特別支援教育の現状と課題・立川市第3次特別支援教育実施計画の骨子(案)について・立川市第3次特別支援教育実施計画基本施策の概要(案)について
3	10月29日(火)	・学校における特別支援教育等の取組状況について ・立川市第2次発達支援計画の策定検討状況について ・立川市第3次特別支援教育実施計画(素案)について
4	令和2年 1月28日(火)	・立川市第3次特別支援教育実施計画(素案)について

(2) パブリックコメントの実施

1. 意見提出期間 令和2年4月10日(金)~令和2年5月6日(水)

2. 意見募集の結果 1名 50件

【提出種類別】

区分	種別					合計
	郵送	ファクス	Eメール	HPフォーム	来所	
提出者数	1名	0名	0名	0名	0名	1名

【項目分野別】

分野等		
第3次特別支援教育実施計画全体に関する事		0 件
第1章	計画に策定にあたって	0 件
第2章	立川市第2次特別支援教育実施計画の成果と課題	13 件
第3章	立川市における特別支援教育の現状及び課題	7件
第4章	立川市第3次特別支援教育実施計画の施策	29 件
その他		1件
	合計	50 件

立川市第3次特別支援教育実施計画 令和2(2020)年6月発行

発行 立川市教育委員会

〒190-0022

東京都立川市錦町三丁目2番26号

立川市子ども未来センター1階

電話 042-527-6171

FAX 042-528-6875

メール kyouikushien@city.tachikawa.lg.jp

ホームページ https://www.city.tachikawa.lg.jp/

編集 教育委員会事務局教育部教育支援課